

## 民生委員・児童委員が訪問調査を行います

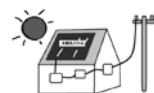
【対象 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・重度障がい者】

全国的に高齢者の孤独死や行方不明の問題が多発していて、孤立した人を地域で見守ることの大切さが再認識されています。平成30年度も「地域住民の実態把握」のため、**65歳以上でひとり暮らしの方、65歳以上の方のみで生活されている世帯、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の方を対象**に、各地区の民生委員・児童委員が6月頃までご家庭を訪問し、『高齢者・障害者台帳』（緊急時の連絡先や健康状態等の記録）の作成及び確認を行いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、『高齢者・障害者台帳』は、災害時の要配慮者支援にも活用するものです。

問合せ 高齢者 高齢福祉課 ☎444・3141 地域包括支援センター ☎444・3159  
障がい者 社会福祉課 ☎444・3135

## 平成30年度 あま市住宅用太陽光発電システム設置費補助金



地球温暖化防止対策に取り組む事業の一環として、市民の再生可能なエネルギーの利用を積極的に支援するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、その費用の一部を補助します。

※補助金額は一律5万円です。

**対象** 次の各要件をすべて満たす方

- (1)自ら居住し、または居住を予定する市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする方。もしくは未使用の住宅用太陽光発電システムが設置された住宅を購入する方(店舗・店舗付住宅は対象外)
- (2)過去にシステム設置に関し、市から補助金の交付を受けていない方。

**申込** 4月2日(月)～平成31年1月31日(木)

※先着順で申込みを受け、予算額(120件)に達した場合は、募集期限内でも受け付けを終了します。詳細については環境衛生課(甚目寺庁舎)までお問い合わせください。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132

## 家庭用電動式生ごみ処理機の購入補助について

一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化(リサイクル)及び自家処理を推進するため、家庭用電動式生ごみ処理機を購入し、設置した方を対象に、その費用の一部を補助金として交付します。

**対象** 次の各要件をすべて満たす世帯の方

- (1)市内に住民票があり、そこで居住していること。
- (2)家庭用電動式生ごみ処理機を購入し、自宅の敷地内に設置すること。
- (3)1世帯につき、1基を限度とすること。ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、本補助金の交付対象の機器が使用不能となり、買い替える場合は、対象となります。

**補助金額** 購入費用の3分の1。ただし、1円未満の端数は切捨てし、上限を20,000円とする

**申込** 次の(1)申請書に(2)、(3)の書類を添付のうえ、環境衛生課(甚目寺庁舎)まで提出してください。

- (1)あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付申請書(市公式ウェブサイトから印刷できます。また、窓口でもお渡しできます)
- (2)領収書等の原本(購入者名・購入機種名・購入店名・購入金額が明記された購入を証する書類)
- (3)保証書の写し

※4月2日(月)から受け付けます。平成30年度の予算がなくなり次第、その時点で打ち切りとなりますのでご注意ください。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132